



エース保険  
ace insurance

## 海外旅行保険 個人用



OVERSEAS TRAVEL INSURANCE

Basic Plan

【お問い合わせ先】（取扱代理店）

（引受保険会社）



エース損害保険株式会社  
ace insurance

本社  
〒153-0064 東京都目黒区下目黒1-8-1 アルコタワー  
http://www.ace-insurance.co.jp

〈商品やご契約に関するお問い合わせ先〉

**パンフレット裏面下をご参照ください。**

### ■ご加入にあたってのご注意

- ご契約いただく前に必ず申込書に添付されている「重要事項説明書」をお読みいただき、ご契約内容の確認事項を確認の上でお申込みいただきますようお願い申し上げます。
- キューバが渡航先に含まれる場合にはお引き受けできませんので、あらかじめご了承ください。
- この海外旅行保険は、海外旅行の目的をもって一時的に生活の拠点である日本の住居を出発してからその住居に帰着するまでの「旅行期間」中に生じる「旅行行程中の危険」を補償するためにお引き受けしています。したがって既に日本国外に滞在されている方、日本への帰国予定が定かでない方および日本国外に永住される方または永住権（グリーンカード等）をお持ちの方等を被保険者とするお申込みはお引き受けできません。そのため保険申込時または保険金請求の際に在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 短期間の旅行期間の延長を除いて、日本への帰国予定が変更になったことを理由とする保険期間の延長や繰り返される延長のお申し出についてはお引き受けできないことがありますのであらかじめご了承ください。
- この保険の対象となる事故が発生したときはエース損害保険損害サービスセンターまたは、取扱代理店まで病気、ケガの状況その他損害の程度を书面で30日以内にご連絡ください。正当な理由がなくご通知のない場合は、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 旅行目的が観光、商談、視察、報道取材、会議出席等以外で実務上の職業危険（例えば、外国でダムやビルの建設業務にたずさわる方、農業・林業・漁業にたずさわる方）を伴う場合はお申し出ください。
- 旅行先でピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの特に危険な運動をする場合は原則お引き受けできません。
- ご家族単位での旅行で、ご家族全員の旅行行程が同じ場合には、個人でご加入するよりも経済的な保険料でご加入いただけるファミリープランをおすすめします。ご希望の方は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
- 応急治療・救済費用補償特約を希望されない場合は他のプランをご用意しておりますのでお申し出ください。
- 被保険者またはそのご家族がすでに同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入可否をご確認いただいたうえでご契約ください。

### ■レンタカー賠償責任（自動車運転者損害賠償責任）についてのご注意

この特約は、米国（含ハワイ、グアム、サイパン、プエルトリコ）およびカナダで下記の会社のレンタカー会社のレンタカーを運転する場合のみ有効です。

●ハーツ社 ●エイビス社 ●ナショナル社 ●バジェット社 ●トヨタ社 ●ダラー社 ●ニッポンレンタカー・グアム社 ●ジャパンレンタカー・グアム社 ●アラモ社 ●ニッサンレンタカー・グアム社

（注1）損害の額がレンタカー会社の契約している保険契約等（自家保険を含みます。）で支払われる金額を超えた場合に限り、その超過額のみを保険金としてお支払いします。

（注2）事故の際にはレンタカー会社が契約する保険会社とお客様との間で解決していただきます。レンタカー会社が契約している保険の保険金額を超えた場合には弊社が連携して事故の解決にあたります。本特約は日本の自動車保険と違い、示談代行サービスは付いておりません。従いまして、事故の解決に当たっては、まずは、レンタカー会社が契約する保険会社にご報告、ご相談の上、処理を進めていただく事になります。

（注3）賠償金額がレンタカー会社の契約している保険の保険金額を明らかに越える場合、もしくは超えるおそれのある場合には、速やかに弊社にご連絡ください。賠償金額の決定には事前に弊社の承諾を必要とします。

（注4）レンタカー自体の車両損害はお支払いできません。

（注5）他の方がレンタカーの契約者となる場合で、本特約の被保険者がレンタカーの追加運転手の申請をしていない時はお支払いできません。

### 用語のご説明

パンフレットに記載されている用語についてのご説明になります。

用語	ご説明
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
旅行行程	保険証券記載の海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。
契約者	保険契約の当事者であり保険料を支払う人をいいます。保険契約上のいろいろな権利を有し義務を負います。
被保険者	保険の対象となる方をいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状（注）を含みます。 （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。
疾病・病気	傷害以外の身体の障害をいいます。ただし、妊娠、出産、早産および流産を除きます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	医師による治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、医師の治療を受けることをいいます。
危篤	重症または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合をいいます。
医師	日本国外においては、被保険者が診察、治療または診断を受けた地および時における医師に相当する資格を有する者をいいます。また、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

商品やご契約に関するお問い合わせ、ご相談窓口（平日／午前9:00～午後5:00 土日・祝日はお休みさせていただきます。）

旅行保険本店営業部（東京）	（03）6212-7530	大阪支店	（06）6343-7421	名古屋支店	（052）261-2221
北海道支店	（011）261-1501	東北支店	（022）262-7791	北関東支店	（048）644-1233
神奈川支店	（045）683-3600	静岡支店	（054）254-0331	広島支店	（082）221-9311
福岡支店	（092）751-5061	熊本支店	（096）354-8221	沖縄支店	（098）897-5136

# ベーシックプラン (ご希望のタイプコードを選び、申込書の「基本契約タイプ」欄にご記入ください。)

		保険期間開始日時時点で被保険者の年齢が満15歳未満の場合				または 契約者と被保険者が相違する場合で、被保険者の同意がない場合			
タイプの選び方のご注意		ご契約いただける「傷害死亡」及び「疾病死亡」保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約(別紙注意喚起情報2。(1)①*1を参照)と合算してそれぞれ1,000万円が限度となりますのでご注意ください。 注)ご旅行の内容によっては1,000万円以上のお引き受けが可能な場合もございますので、詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。							
年齢別ご契約タイプの選び方		← 15歳~69歳の方 →				← 70歳~80歳の方 →			
86歳以上の方は、取扱代理店または弊社までご相談ください。		おすすめタイプ		0~14歳の方		81~85歳の方			
タイプコード	BA4	BA3	BA2	BA1	BA8	BA7	BA6	BA5	
保険金額(ご契約金額)	傷害死亡	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	1,000万円
	傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	2,500万円	1,500万円	500万円	500万円
	治療・救援費用	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限	無制限	1,000万円
	応急治療・救援費用	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	—
	疾病死亡	3,000万円	2,000万円	1,000万円	500万円	500万円	300万円	100万円	—
	賠償責任(自己負担なし)	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品(自己負担なし)	50万円	30万円	20万円	10万円	40万円	20万円	10万円	10万円
	(上記の内盗難等による携行品損害(注))	30万円	30万円	20万円	10万円	30万円	20万円	10万円	10万円
	旅行中の事故による緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
	旅行中の事故による緊急費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
お支払いいただく保険料	保険期間1日(日帰り)	6,760円	4,430円	3,310円	2,280円	4,100円	3,290円	2,460円	1,830円
	2日(1泊2日)	7,770円	5,280円	4,100円	2,990円	5,150円	4,260円	3,360円	2,430円
	3日(2泊3日)	8,680円	6,080円	4,870円	3,680円	6,150円	5,200円	4,230円	3,020円
	4日(3泊4日)	9,540円	6,800円	5,560円	4,290円	7,070円	6,050円	5,000円	3,540円
	5日(4泊5日)	10,600円	7,670円	6,350円	4,970円	8,100円	6,970円	5,820円	4,110円
	6日(5泊6日)	11,820円	8,610円	7,180円	5,650円	9,160円	7,920円	6,650円	4,680円
	7日(6泊7日)	12,790円	9,380円	7,880円	6,250円	10,110円	8,770円	7,400円	5,190円
	8日(7泊8日)	13,470円	9,970円	8,450円	6,770円	10,880円	9,480円	8,060円	5,640円
	9日(8泊9日)	14,220円	10,590円	9,020円	7,250円	11,640円	10,170円	8,670円	6,060円
	10日(9泊10日)	14,980円	11,210円	9,600円	7,760円	12,380円	10,860円	9,290円	6,480円
	11日(10泊11日)	15,810円	11,870円	10,200円	8,270円	13,200円	11,590円	9,930円	6,920円
	12日(11泊12日)	16,580円	12,500円	10,780円	8,770円	13,960円	12,280円	10,550円	7,350円
	13日(12泊13日)	17,460円	13,200円	11,420円	9,320円	14,800円	13,040円	11,230円	7,820円
	14日(13泊14日)	18,170円	13,780円	11,960円	9,790円	15,520円	13,690円	11,810円	8,210円
	15日(14泊15日)	18,810円	14,300円	12,450円	10,210円	16,170円	14,280円	12,330円	8,570円
	17日まで(16泊17日)	19,750円	15,090円	13,180円	10,850円	17,120円	15,170円	13,140円	9,120円
	19日まで(18泊19日)	21,350円	16,340円	14,320円	11,810円	18,650円	16,530円	14,330円	9,950円
	21日まで(20泊21日)	22,790円	17,520円	15,420円	12,770円	20,120円	17,870円	15,530円	10,770円
	23日まで(22泊23日)	24,020円	18,360円	16,120円	13,270円	21,180円	18,770円	16,270円	11,330円
	25日まで(24泊25日)	25,170円	19,140円	16,760円	13,710円	22,250円	19,660円	16,980円	11,890円
	27日まで(26泊27日)	26,150円	19,790円	17,300円	14,090円	23,130円	20,380円	17,540円	12,350円
29日まで(28泊29日)	27,350円	20,630円	18,020円	14,600円	24,020円	21,110円	18,080円	12,810円	
31日まで(30泊31日)	28,450円	21,420円	18,700円	15,130円	24,880円	21,830円	18,660円	13,280円	

(注) 携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、合計30万円を保険期間中の限度とします。  
戦争危険等免責に関する一部修正特約付

## 保険期間についてのご注意

保険期間(保険のご契約期間)の日数は「旅行の目的をもってご自宅を出発される日から起算して、ご自宅に帰着される日まで」となります。たとえば「4月1日より4月7日までの旅行」の保険期間は7日となります。(保険期間はご出発の当日を含めて数えます)  
保険期間が31日以上の方は、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

## エースの海外旅行保険のワールドワイドネットワーク

「海外での困ったな?」を日本語でサポートします!!

エース保険の提携病院では、お客様は現金不要です!!

ケガや病気で緊急援助の必要なときに!!

### エース日本語サービス

日本語  
24時間  
対応

保険金請求手続に係るご相談をはじめ、医療に関する様々な手配サービス、クレジットカードやパスポートの紛失・盗難に関するご相談などを、24時間・年中無休で行っております。

### キャッシュレス医療サービス (サービス利用可能な病院)

エース保険のキャッシュレス医療サービスが利用できる病院では、お客様は現金不要です!! 万一、ケガや病気をした際に治療費をお立替いただく必要がないよう、世界主要都市に利用可能な病院を配置しておりますので、万一の際には安心して治療をお受けください。  
※病院の都合により移転・閉鎖またはキャッシュレスサービスの提供ができない場合がありますのでご了承ください。

### 緊急アシスタンスサービス

ケガや病気の時、医師・病院の紹介や入院・転院の手配、また医療施設への移送、日本への帰国手配を行います。

### スーツケース修理業者紹介サービス

お客様が、海外旅行中の事故により破損したスーツケースを修理されるにあたり、エース保険が提携している修理業者を紹介させていただくサービスです。

1. 宅配業者による無料の発送・受取りを行います。(日本国内に限ります。)
2. エース保険が修理代金を直接修理業者に支払います。
3. 修理ができない場合には、破損品を修理業者が無料で廃棄処分いたします。(この場合、損害保険金はおお客様の口座に振り込まれます。ただし、修理せずに損害品のご返却をご希望される場合には、返却送料を着払いにてご負担いただきます。)

※本サービスにおける支払い、ならびに支払額につきましては、携行品損害補償特約、生活用動産損害補償特約(滞在用)の定めるところによります。

## オプション

レンタカー賠償責任 (自動車運転者損害賠償責任)	旅行変更費用		
タイプコード	A	B	C
対人 1億円 対物 500万円	保険金額 10万円	保険金額 20万円	保険金額 30万円
	「旅行変更費用の保険金額」(海外よりの帰国便の運賃)は、1人あたりの金額を自安にお選びください。 ヨーロッパ・南米/30万円 北米・オセアニア・アフリカ/20万円 ハワイ・東南アジア/10万円		
2,310円	310円	620円	930円
2,310円	310円	620円	930円
2,880円	310円	620円	930円
2,880円	310円	620円	930円
4,030円	310円	620円	930円
5,190円	310円	620円	930円
5,760円	310円	620円	930円
5,760円	310円	620円	930円
6,330円	310円	620円	930円
6,330円	310円	620円	930円
6,910円	310円	620円	930円
6,910円	310円	620円	930円
7,490円	310円	620円	940円
7,490円	310円	620円	940円
7,490円	310円	620円	940円
8,070円	310円	630円	940円
8,640円	310円	630円	940円
9,210円	310円	630円	940円
9,790円	320円	650円	970円
9,790円	340円	670円	1,010円
10,950円	350円	700円	1,050円
11,520円	370円	730円	1,100円
11,520円	380円	770円	1,150円

## オプション

### レンタカー賠償責任 (自動車運転者損害賠償責任)

米国(ハワイ・グアム・サイパン・プエルトリコを含む)またはカナダで弊社指定のレンタカー(自家用乗用車、自家用乗員兼乗用車、二輪自動車および原動機付自転車に限り)を借り、事故を起してしまった場合に…

※詳細については、パンフレット裏面「レンタカー賠償責任(自動車運転者損害賠償責任)についてのご注意」および中面「海外旅行保険のあらまし」を確認ください。

### 旅行変更費用

出発前または旅行中に発生した予期せぬ事で旅行を中止にした際に発生するキャンセル料、査証取得費用等を補償します。

※詳細については、中面「海外旅行保険のあらまし」をご確認ください。  
※ご出発前に発病していた病気が原因でご帰国される場合は、お支払いの対象となりません。

## 海外でまさか!?!のトラブルの時に役に立ちます!!

## 安心の補償内容

※詳細については中面の「海外旅行保険のあらまし」をご覧ください。

### NEW 安心の充実補償 ① ~治療・救援費用~

治療・救援費用を「**無制限**」に補償します!  
海外で治療費が高額になっても安心です。

- ★海外旅行中にケガや病気の治療を受けた
- ★3日以上続けて入院した際にご家族の方に現地に来てもらう などの場合に…

- 治療費・入院費・手術費用
- ご家族(救護者)の現地までの交通費・宿泊代 などをお支払いいたします。

※1 治療・救援費用保険金額無制限とは、旅行中のケガや病気、事故の補償限度額(保険金額)を無制限とするものです。治療・救援費用を一生懸命補償するものではありません。

### NEW 安心の充実補償 ② ~応急治療・救援費用~

今まで補償されなかった、「**旅行前にかかっていた病気が**」が、  
旅先で急激に悪化<sup>(※3)</sup>した場合の治療費も補償されるようになりました。<sup>(※4)</sup>

※2 「旅行前にかかっていた病気」とは、旅行開始前に発病し、医師の治療を受けたことのある病気をいいます。ただし、妊娠・出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病、ならびに治療・救援費用で補償される疾病は含みません。また旅行前に**すでに渡航先での診察が予約されていた場合**など、補償の対象外となる場合がありますので、ご契約にあたっては必ず本パンフレットの「海外旅行保険のあらまし」の該当箇所をご確認ください。

※3 「旅行前にかかっていた病気」の急激な悪化とは、海外旅行中にそれが生じることを被保険者(保険の対象となる方)が前もって予測できず、かつ社会通念上払うべき注意をしても避けられない症状の変化をいいます。

※4 上記に係る応急治療・救援費用は、1回の病気につき合計で300万円がお支払の限度となります。

### 傷害死亡

★海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因でお亡くなりになられた場合に…

傷害死亡保険金をお支払いいたします。

### 疾病死亡

★海外旅行中に病気が原因でお亡くなりになられた場合に…

疾病死亡保険金をお支払いいたします。

### 傷害後遺障害

★海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で後遺障害が生じた場合に…

後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いいたします。

### 賠償責任(自己負担なし)

★海外旅行中に誤ってお店のものを壊した  
★他人にケガをさせてしまった など、法律上の損害賠償責任を負った場合に…

損害賠償金などを お支払いいたします。

### 携行品(自己負担なし)

★海外旅行中に、持っていたスーツケースを盗まれた  
★空港の安全確認検査のために、スーツケースのカギを壊されてしまった などの場合に…

携行品の時価額を限度とし、携行品の修理費などを お支払いいたします。

【携行品についてのご注意】  
●被保険者の携行する身の回りに限ります。  
●携行品一つ(1点、1組または1対)あたり10万円(乗車券航空券の場合は合計5万円)を限度とし時価額または修理費のいずれか低い額をお支払いします。  
●携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、合計30万円を保険期間中の限度とします。

### 旅行中の事故による緊急費用

★海外旅行中にケガや病気になり、予約していたゴルフやオプションツアーに参加できなかった  
★航空機に預けた手荷物の到着が遅れ(6時間以上)、身の回り品を購入した  
★航空機が6時間以上遅れ、宿泊代・食事代などを自己負担した など海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故が原因で出費を余儀なくされた場合に…

●旅行サービスの取り消し料 ●身の回り品購入費 ●交通費・宿泊代 などをお支払いいたします。

(注)「予期せぬ偶然な事故」は、公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、または旅行業者によりその発生の証明がなされるものに限ります。  
(注) 被保険者が、出発地または乗継地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に負担した食事代は、保険期間を通じ保険金額の10%を限度とします。

# 海外旅行保険のあらまし

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷 害 死 亡	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて <b>180日以内</b> に死亡された場合	傷害死亡保険金額の全額（*1）を被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定した場合には、指定された方にお支払いします。 （*1）保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合には、傷害死亡保険金額からすでにお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。	たとえば、 ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、その他の変乱（注） ④放射線照射、放射能汚染 ⑤無資格運転・酒酔運転・麻薬等使用中の運転 ⑥脳疾患、心臓喪失 ⑦医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛 ⑧妊娠、出産、早産、流産または外科的手術等の医療処置 ⑨旅行開始前、旅行終了後に発生したケガ など
傷害後遺障害	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて <b>180日以内</b> に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて傷害後遺障害保険金額の3%～100%をお支払いします。  傷害後遺障害 × 3～100% = 傷害後遺障害保険金の額  （注）ただし、保険期間を通じて合算し傷害後遺障害保険金額が限度となります。	①旅行開始前、旅行終了後に発生したケガ など （注）戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
治 療 ・ 救 援 費 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●傷害治療費用部分 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、医師の治療を受けられた場合</li> <li>●疾病治療費用部分 ①海外旅行開始後に発病した病気が原因で、海外旅行中または旅行終了後 <b>72時間以内</b>に医師の治療を受けられた場合（ただし、その病気の原因が旅行中に発生したものに限りませ。） ②海外旅行中に感染した特定の感染症（※）が原因で、旅行終了後からその日を含めて <b>30日を経過するまでに</b>医師の治療を受けられた場合</li> </ul> <p>（※）特定の感染症とは以下のものをいいます。 コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群（SARS）、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、コロナウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●救護費用部分 海外旅行中に被保険者が、 ①事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて <b>180日以内</b>に死亡された場合 ②事故によりケガをされ、または発病した病気に<b>3日以上</b>継続して入院された場合（*2） ③病気に<b>より死亡</b>された場合 ④発病した病気に<b>より</b>、旅行終了日からその日を含めて <b>30日以内</b>に死亡された場合（*2） ⑤搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難された場合 ⑥被った事故により生死が確認できない場合、緊急捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 など （*2）旅行中に医師の治療を開始した場合に限りませ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●傷害・疾病治療費用部分 1回のケガ、病気につき次の費用のうち現実に支出した金額で社会通念上妥当と認められる金額を治療・救護費用保険金額の範囲内でお支払いします。（ただし、ケガの場合は事故発生の日からその日を含めて <b>180日以内</b>、病気の場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて <b>180日以内</b>に必要となった費用に限りませ。） ①医師または病院に支払った診察関係・入院関係費用（緊急移送費、治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養する場合のホテル客室料などを含みます。） ②治療のために必要となった通訳雇入費用、交通費 ③義手、義足の修理費（ケガの場合のみ対象となります。） ④入院により必要となった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費（<b>5万円限度</b>）、a.とb.合計で<b>20万円を限度</b>とします。 ⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費（払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。） ⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用 ⑦法令に基づき、公的機関より病原体に汚染された場所または汚染された疑いがある場所の消毒を命じられた場合の消毒費用</li> <li>●救護費用部分 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した次の費用で社会通念上妥当と認められる金額を、1回のケガ、病気の発生につき治療・救護費用保険金額の範囲内でお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救護者<b>3名分まで</b>）（*3） ③救護者のホテルなど宿泊施設の客室料（救護者3名かつ1名につき <b>14日分まで</b>）（*3） ④救護者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で<b>20万円まで</b>） ⑤現地からの移送費用（*4） ⑥遺体処理費用（<b>100万円まで</b>） （*3）被保険者の生死が判明した後に発生した費用は対象になりませ。 （*4）払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●傷害治療費用部分 上記①～⑥、⑦に加え、 ●旅行開始前、旅行終了後に発生したケガ など</li> <li>●疾病治療費用部分 上記①～④、⑦に加え、 ●妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ●歯科疾病 ●旅行開始前に発病した病気（既往症） など</li> </ul> <p>（注）日本国外においてカイロプラクティック、鍼（はり）または灸（きゅう）の施術者による治療を受けた時に支出した費用については保険金をお支払いできません。</p>
旅行中の事故による緊急費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●救護費用部分 海外旅行中に被保険者が、 ①事故によるケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて <b>180日以内</b>に死亡された場合 ②事故によりケガをされ、または発病した病気に<b>3日以上</b>継続して入院された場合（*2） ③病気に<b>より死亡</b>された場合 ④発病した病気に<b>より</b>、旅行終了日からその日を含めて <b>30日以内</b>に死亡された場合（*2） ⑤搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難した場合または山岳登山中に遭難された場合 ⑥被った事故により生死が確認できない場合、緊急捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 など （*2）旅行中に医師の治療を開始した場合に限りませ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●救護費用部分 保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した次の費用で社会通念上妥当と認められる金額を、1回のケガ、病気の発生につき治療・救護費用保険金額の範囲内でお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費（救護者<b>3名分まで</b>）（*3） ③救護者のホテルなど宿泊施設の客室料（救護者3名かつ1名につき <b>14日分まで</b>）（*3） ④救護者の渡航手続費、現地での諸雑費（合計で<b>20万円まで</b>） ⑤現地からの移送費用（*4） ⑥遺体処理費用（<b>100万円まで</b>） （*3）被保険者の生死が判明した後に発生した費用は対象になりませ。 （*4）払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害・疾病治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●救護費用部分 上記①、③、④、⑦に加え、 ●自殺行為（死亡された場合を除きます。）、 ●犯罪行為、闘争行為 ●妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気による入院 ●歯科疾病による入院 ●無資格運転・酒酔運転・麻薬等使用中の運転中に生じた事故による入院（無資格・酒酔運転による事故で死亡された場合を除きます。） ●旅行開始前、旅行終了後に発生したケガ など</li> </ul>
応急治療・救 援 費 用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●応急治療費用部分 旅行出発前に発病し、医師の治療を受けられたことが悪化する病気（*5）について、旅行中に急激に症状が悪化（*6）し、医師の治療を受けられた場合。</li> <li>●救護費用部分 旅行出発前に発病し、かつ、医師の治療を受けられたことがある病気（*5）について、旅行中に急激に症状が悪化（*6）し、<b>3日以上</b>続けて入院された場合。 （*5）妊娠、出産、早産または流産に起因する病気、および歯科疾病は含みませ。 （*6）旅行中に発生することが事前に予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●応急治療費用部分 実際に支払われた応急治療費等のうち、社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する額。</li> <li>●救護費用部分 ご契約者、被保険者、または被保険者の親族が現実に支出した費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額。</li> <li>●共通のご注意 医師の治療を開始した日からその日を含めて <b>30日以内</b>に必要となった費用に限りませ。 住居（被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。）帰着後にかかった費用はお支払いの対象になりませ。</li> </ul> <p>応急治療費用部分・救護費用部分のお支払い額は、1回の病気につき合計で<b>300万円</b>を限度とします。ただし、治療・救護費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救護費用保険金額を限度とします。</p>	<p>たとえば</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●旅行終了後に治療を開始した場合</li> <li>●旅行の目的が治療、または症状の緩和を目的とするものである場合</li> <li>●旅行出発前に、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合（診察の予約または入院の手配等が行なわれていた場合を含みます。）</li> <li>●旅行中も支出することが予定されていた次の費用 たとえば透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具、挿入物等の継続使用に関わる費用、インスリン注射その他の薬剤の継続使用に関わる費用</li> <li>●温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用</li> <li>●あん摩、マッサージ、指圧、鍼（はり）、灸（きゅう）、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用</li> <li>●運動療法、リハビリテーションその他身体の機能回復を目的とするこれらに類する理学的療法の費用</li> <li>●臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用</li> <li>●眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用</li> <li>●毛髪移植、美容上の形成手術、その他健康状態の改善以外を目的とする処置に関わる費用</li> <li>●不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用 など</li> </ul>
疾 病 死 亡	①海外旅行中に病気により死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気が原因で旅行終了後 <b>72時間を経過するまでに</b> 医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて <b>30日以内</b> に死亡された場合（ただし、旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りませ。） ③海外旅行中に感染した上記（※）の感染症（治療・救護費用に同じ）が原因で、旅行終了日からその日を含めて <b>30日以内</b> に死亡された場合	疾病死亡保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定した場合には、指定された方にお支払いします。	上記①～④に加え、 ●妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ●歯科疾病 など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任	海外旅行中にあやまって他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合 （注1）被保険者が所有・使用または管理している他人の財物に生じた損害に対する損害賠償責任はお支払いできません。 例：友人から借りたカメラを破損した場合または盗難にあつた場合 （注2）レンタル業者より契約者または被保険者が直接借用した旅行用品・生活用品や、ホテルの客室・客室内の動産（セイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）、住宅等の居住施設内の部屋・部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。）に対する損害賠償責任はお支払いの対象となりませ。 （注3）被保険者が責任無能力者の場合で、当該責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いします。	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、損害の発生または拡大の防止および求償権の保全等に必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した緊急措置費用、訴訟費用・弁護士報酬等の費用についても保険金をお支払いできる場合があります。 （注1）賠償金額の決定には事前に弊社の承認を必要とします。 （注2）被害者は、被保険者の弊社に対する保険金請求について、先取特権（※）を有します。	前記③、④、⑥に加え、 ●保険契約者、被保険者の故意 ●職務遂行に直接起因する賠償責任 ●航空機、船舶（*7）、車両（*8）、銃器（*9）の所有・使用・管理に起因する賠償責任 ●同居および一緒に旅行中の親族に対する賠償責任 ●受託品に関する賠償責任 など （*7）ヨットおよび水上オートバイはお支払いの対象となりませ。 （*8）レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルはお支払いの対象となりませ。 （*9）空気銃はお支払いの対象となりませ。
携行品損害	海外旅行中に携行する、被保険者が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り入れた身の回り品（カメラ、衣類、航空券、旅券等）（*10）が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 （*10）現金、小切手、クレジットカード、定期券、コンタクトレンズ、各種書類、サーフィン・ウインドサーフィン等の用具等は含みませ。また、被保険者が滞在する居住施設内（一戸建て住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は当該戸室内）のもの、別送品も保険の対象に含まれませ。	携行品一つ（1点・1組または1対）あたり <b>10万円</b> （乗車券・航空券の場合は合計5万円）を限度とし、 <b>時価額または修理費のいずれか低い額</b> をお支払いします。お支払いする保険金は、携行品損害保険金額をもって保険期間中の限度とします。ただし、携行品損害保険金額が30万円を超える契約の場合は、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、 <b>30万円を保険期間中の限度</b> とします。 （注）運転免許証の盗難については再発給手数料を、旅券については <b>5万円を限度</b> に再発給費用（現地に負担した費用に限りませ。交通費、宿泊費を含みます。）をお支払いします。	前記①、③、④に加え、たとえば、 ●無資格運転・酒酔運転・麻薬等使用中の運転 ●携行品のかし（欠陥）または自然の消耗、さび、変色、虫食い ●携行品の置き忘れまたは紛失 ●山岳登山、ハンググライダーなどを行っている間に生じた用具の損害 ●単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ●差し押え、破壊等の公権力の行使（ただし、火災消防避難に必要な処置、空港等で安全確認検査のためにスーツケース等の錠を破損された場合はお支払いの対象となりませ。） など
旅行中の事故による緊急費用	海外旅行中に生じた予期せぬ偶然な事故（*11）がもつて、被保険者が費用の負担を余儀なくされた場合 （*11）公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社（ツアーオペレーターを含みます。）により、その発生の証明がなされる場合に限りませ。	被保険者が負担を余儀なくされた下記の費用をお支払いします（*12）。 ①交通費、②ホテル等客室料、③食事代、④国際電話料等通信費、⑤渡航手続費、⑥旅行サービスの取消料、⑦身の回り品購入費で社会通念上妥当と認められる通常負担する金額 ただし、③食事代については次のa.またはb.のいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費については次のc.に該当した場合に限りお支払いします。 a.搭乗予定航空機の <b>6時間以上</b> の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務のかしによる搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、 <b>6時間以内</b> に代替機を利用できないとき。 b.搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地へ到着時刻から <b>6時間以内</b> に代替機を利用できないとき。 c.被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後 <b>6時間以内</b> に、航空会社に運搬を寄託した手荷物が、目的地に運搬されなかつた場合で、航空機が当該目的地に到着してから <b>96時間以内</b> に費用を負担したとき。 （*12）①～⑥の合計で旅行中の事故による緊急費用保険金額を保険期間中の限度とします。（ただし、③食事代については旅行中の事故による緊急費用保険金額の10%が保険期間中の限度となりませ。）また、⑦身の回り品購入費については、別途、旅行中の事故による緊急費用保険金額の <b>2倍</b> を保険期間中の限度とします。 （注）上記費用の発生または拡大の防止に要した費用のうち、社会通念上必要または有益であったと認められる費用等についても保険金をお支払いできる場合があります。	前記①～⑥、⑦に加え、たとえば、 ●妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気 ●保険契約者、被保険者または保険金受取人の法令違反 ●地震、噴火またはこれらによる津波 ●歯科疾病 ●運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休 ●山岳登山、ハンググライダー、自動車等の乗用車による競技・試運転、航空機操縦などを行っている間に生じたケガ など
【オプション】自動車運転者損害賠償	海外旅行中に米国（ハワイ、グアム、サイパン、プエルトリコ）を含みます。またはカナダで下記10社のレンタカー（自家用乗用車、自家用乗貨乗用車、二輪自動車および原動機付自転車）に限りませ。を運転している間に事故をおこし法律上の賠償責任を負われた場合 ●ハーツ社 / ●ダラー社 / ●ニッポンレンタカー・グアム社 / ●エイビス社 / ●ナショナル社 / ●アラモ社 / ●バジェット社 / ●トヨタ社 / ●ジャパンレンタカー・グアム社 / ●ニッサンレンタカー・グアム社	1回の事故につき保険金額（対人1億円、対物500万円）を限度として、損害賠償金・費用などをお支払いします。 （注1）損害の額がレンタカー会社が付保している保険契約等（自家保険を含みます。）で支払われる金額を超える場合に限りその超過額についてのみ保険金をお支払いします。 （注2）賠償金額の決定には事前に弊社の承認を必要とします。 （注3）年齢等の利用条件については、あらかじめレンタカー会社にご確認ください。	●保険契約者、被保険者の故意 ●競技、競走、試運転、興行などのために使用している間に生じた事故による損害賠償 ●被保険者の配偶者、父母、子供に対する損害賠償 ●受託物（借用レンタカーを含みます。）に対する損害賠償 ●上記のレンタカー会社の承認を得ないでレンタカーを運転している間に生じた事故による損害賠償
【オプション】旅行変更費用	次のような事由により出国を中止した場合または海外旅行を途中でとりやめ帰国された場合 ①被保険者、同行予約者（*13）（被保険者とあわせて以下「被保険者等」といいます。）または被保険者等の配偶者もしくは <b>3親等以内</b> のご親族が死亡された場合または危険となつた場合 ②（1）被保険者等がケガまたは病気を直接の原因として入院された場合（出国前の入院の場合は継続して <b>3日以上</b> に限りませ。） （2）被保険者等の配偶者または <b>2親等以内</b> のご親族がケガまたは病気を直接の原因として継続して <b>14日以上</b> 入院された場合 ③被保険者等が搭乗されている航空機、船舶が行方不明になった場合または被保険者等が山岳登山中に遭難された場合 ④事故により被保険者等の捜索または救助を要することが警察等の公的機関により確認された場合 ⑤被保険者等の居住する建物または家財に火災、風災、水災等が原因で <b>100万円以上</b> の損害が発生した場合 ⑥被保険者等が証人または鑑定人として裁判所に出頭された場合 ⑦被保険者等の渡航先または渡航予定先において、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●戦争、内乱またはテロ行為 ●運送機関もしくは宿泊機関等の事故または火災・渡航先に対する退避勧告等の発出 ⑧被保険者等に対して官公署の命令、出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合 ⑨被保険者等に対して災害対策基本法に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合 （*13）被保険者と同一の旅行を同時に参加予約された方で被保険者に同行される方をいいます。	保険契約者、被保険者、およびその法定相続人の方が負担した次の費用を旅行変更費用保険金額を限度にお支払いします。 ①出国を中止したことにより、取消料、違約料等の名目で旅行者等に支払った費用、査証料、予防接種料などの渡航手続費として支払った費用（出国中止費用補償対象外特約を付帯している場合にはお支払いしませ。） ②中途帰国した場合による、次の計算式により算出した額（企画旅行の場合）  旅行変更費用 × $\frac{\text{旅行日程のうち、中途帰国した日以後の日数}}{\text{旅行日程の日数}}$  （上記以外の場合） ●中途帰国したことにより、取消料・違約料・旅行業務取扱料などの名目で旅行者等に支払った費用 ●査証料、予防接種料などの渡航手続費として支払った費用 （注1）企画旅行の場合または帰国のための航空券等をすでに予約購入済の場合で次の費用が上記の中途帰国費用を上回る場合は次の費用とします。 ①航空運賃等交通費 ②宿泊費および諸雑費 （保険金額が20万円を超える場合は、合計で20万円が保険期間中の限度となりませ。） （注2）上記費用〔注1〕の費用を含みます。には、今後支払うべき費用を含み、払戻しを受けられる額および出国中止または中途帰国した後でも使用できるものに対する費用は除きます。	前記①、②、④、⑦に加え、たとえば次のような原因により負担した費用 ●日本国内における地震、噴火、またはこれらによる津波 ●妊娠、出産、早産、流産 ●歯科疾病 ●渡航先（渡航予定先を含みます。）以外で発生した戦争、その他の変乱（注） ●保険料領収前または契約日より前に、保険金支払事由もしくは原因が生じた場合 など （注）戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為はお支払いの対象となりませ。